

令和3年度 新潟市交通安全対策会議 会議録

開催日時	令和3年7月8日（木）午前10時00分～午前11時30分
場 所	新潟市役所 本館3階 対策室
出席者	別紙「新潟市交通安全対策会議出席者名簿」のとおり
内 容	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ（市民生活部長代読）</p> <p>3 委員紹介</p> <p>□ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 大森 豊） 委員の出欠状況ですが、資料2の出席者名簿をご覧ください。 会長・委員・特別委員18名のうち、2名の方の欠席で、16名の皆様からご出席いただいております。 本日欠席されております、7号委員の新潟大学村山委員様からコメントをいただいております。ここでお伝えしたいと思います。</p> <p>「今回の千葉県での事故で、未だに飲酒運転するドライバーがいるという事実を受けとめ、引き続き関係団体の皆様との協働のもと、具体的な事故防止に向けたアクションを進めていきたい。」</p> <p>要約するこういった内容のコメントをいただいております。</p> <p>本会議は「新潟市附属機関等に関する指針」により公開させていただきます。 また、会議録作成の関係から会議内容を録音させていただきますことを予めご了承ください。</p> <p>なお、本日、新潟日報社様、建設速報社様いらっしゃっております。取材で撮影や録音をさせていただきます場合がございますので、併せてご協力をお願いいたします。</p> <p>続きまして、7号委員の方で、本年度より新たにご就任いただきました皆様をご紹介します。</p> <p>初めに、一般社団法人 日本自動車連盟 新潟支部 事業部長 加藤 雅之 様です。</p> <p>□ 日本自動車連盟 新潟支部 加藤 雅之 加藤です。よろしくお願いたします。</p>

- 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 大森 豊）

よろしくお願いいたします。

続きまして、公益社団法人 にいがた被害者支援センター
支援局次長 小林 ひとみ 様です。

- 新潟被害者支援センター 小林 ひとみ

小林と申します。よろしくお願いいたします。

- 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 大森 豊）

以上、お二方に新たに委員にご就任いただきました。

4 報告・意見交換

- 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 大森 豊）

それでは会議に移ります。

本来ですと会長である市長が議長を務めることとなっておりますが、本日は会長が所用により欠席のため、市民生活部長が議長を務めさせていただきます。

それでは、上所部長お願いします。

- 議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）

議長代理を務めさせていただきます市民生活部長の上所です。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市の交通安全施策の実施について、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りて感謝申し上げます。

それでは、これより着座にて進行の方を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の会議におきましては、議決事項はございません。

本日は、各機関から事業に関する説明をいただき、交通安全にかかる各種活動について、情報共有を図り、皆様がお気づきになられた点について意見交換を行うことが目的となっております。

それでは、次第に従いまして「4 報告・意見交換」に進みます。

まず、進め方をご説明いたします。

（1）「令和2年度新潟市交通安全実施実績」につきましては、「資料4」としまして、事前に資料を送付しておりますので、時間の関係から書面での報告とさせていただきます。

次に、本年度の実施計画としまして、（2）の「令和3年度新潟市交通安全実施計画」について、まず事務局より、昨年度からの変更点や総論について説明したのち、事前をお願いしておりますが、関係機関の皆様からそれぞれ所管されている事業の概要を順にご説明いただきます。

その後、質疑応答及び意見交換に入らせていただきます。

また、7号委員の皆様からは、日ごろの交通安全活動の状況等を含め、交通安全に関するお考えなどをお聞かせ頂きながら、意見交換を進めて参りたいと考えております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

□ **事務局（市民生活課 安心・安全推進室 副主査 早川 聖哉）**

事務局の市民生活課の早川と申します。恐れ入りますが座って説明をさせていただきます。

はじめに「令和3年度新潟市交通安全実施計画」の昨年度から構成を見直した点がございますので、主なものについてご説明させていただきます。

お手元の資料5「令和3年度実施計画」の冊子と、A4で横の印刷でホチキス止めのものになりますけれど、資料6「実施計画の構成及び分担について」を併せてご覧ください。

資料6「令和3年度新潟市交通安全計画」の構成及び分担ということで、左側から、令和2年度実施計画の構成、次に令和3年度実施計画の構成、次に担当機関・部署、一番右側が、令和3年度実施計画におけるページ番号となっています。

昨年度策定しました「第11次新潟市交通安全計画」に基づき、令和3年度の実施計画の構成を見直しており、この構成のうち、昨年度からの変更箇所については、下線が引いてあります。

また、項目の移動や統合などがある箇所は矢印でお示ししています。

それでは、資料6の上から順に主な変更点を説明させていただきます。

資料6と併せて、資料5実施計画の3ページをご覧ください。

ローマ数字の「Ⅰ 総論」，「Ⅱ 重点施策」の（2）を「歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進」と修正しています。

また、「（3）シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」及び「（4）飲酒運転の根絶」を令和3年度は「（3）その他の課題」として整理しています。

続いて、実施計画の6ページをご覧ください。ローマ数字の「Ⅱ 重点施策」のうち、第2章を「歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進」に修正しています。

続いて、実施計画の8ページ及び9ページをご覧ください。

こちらも「第3章 その他の課題」として「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を整理しています。

続いて、資料6は2ページをご覧ください。実施計画は10ページになります。

ローマ数字の「Ⅲ 分野別の施策」のうち「第1章 道路交通環境の整備」ですが、「1 道路・交通安全施設等の整備による交通安全の推進」の（1）をその内容にあわせ「歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点の改良」に修正しています。

続いて、実施計画の14ページから15ページをご覧ください。

「3 交通需要マネジメントによる交通事故防止対策の推進」について、項目

を「(1) 公共交通の利便性向上と利用促進」, 「(2) 地域における生活バス路線の確保」に整理しています。

続いて, 実施計画16ページをご覧ください。

「4 その他の道路交通環境の整備」のうち「(3) 踏切道の交通安全対策の推進」ですが, こちらは昨年度までは資料6の4ページにあるように, ローマ数字の「IV 踏切道の安全についての施策」として分けていましたが, こちらも第11次新潟市交通安全計画の構成にあわせて移動しています。

続いて, 資料6は3ページをご覧ください。

実施計画につきましては, 21ページから26ページにかけて, 「第2章 交通安全思想の普及徹底」のうち, 「2 交通安全に関する普及啓発活動の推進」から「4 家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚」までの順番を変更しています。

同じく, 「2 交通安全に関する普及啓発活動の推進」のうち, 実施計画の21ページ, 「(1) 安全意識・保護意識の啓発促進」につきましては, 新たに加えた項目として, 自転車保険の加入促進ですとか, いわゆる「あおり運転」などの危険運転の防止広報等について記載しています。

続いて, 実施計画の22ページをご覧ください。

昨年度は「第3章 道路交通秩序の維持」, 「1 暴走行為をさせないための環境づくりの促進」としていた内容を「(2) 暴走行為等の防止に向けた広報啓発の促進」として整理しています。

続いて, 同じく実施計画の22ページですが, 「(3) 車両の安全性の確保に向けた取り組みの推進」として, 自動車点検整備の推進や不正改造車の排除について新たに加えています。

続いて, 実施計画の25ページから26ページをご覧ください。

「4 家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚」について, 見出しや(1)～(4)までの各項目名を修正・整理しています。

最後に, 資料6は4ページ, 実施計画は28ページから29ページをご覧ください。

「第4章 交通事故被害者等対策の推進」については, 「1 交通事故被害者等支援の充実」と「2 交通事故相談の充実」に整理しています。

このうち, 「1 交通事故被害者等支援の充実」については, さらに細かく分けまして, 「(1) 交通遺児世帯等の支援」, 「(2) 自助グループ活動の支援」, 「(3) 新潟県交通災害共済の加入促進」の3項目に整理しています。

それぞれの内容については, この後説明させていただく予定にしておりますが, 交通安全実施計画の昨年度からの構成の見直しについて, 主なものの説明は以上となります。

□ **事務局 (市民生活課 安心・安全推進室 主査 秋山 圭介)**

引き続きまして, 資料5「令和3年度新潟市交通安全実施計画」の総論について, 主なものをご説明いたします。

私, 市民生活課の秋山と申します。よろしく願いいたします。

まず、1ページをご覧ください。

まず、「交通事故の現状」についてです。

1番目の表「新潟市の交通事故発生状況」の表をご覧ください。

令和2年中の新潟市内における交通事故は、前年に比べ発生件数、負傷者数は減少する結果となり、死者数は前年と同数でした。

今年も目標達成に向けて、関係機関及びボランティアの皆様と連携を図り、さらに交通事故を減少させるための対策を進めていきます。

次に、2番目の表「高齢者事故発生状況」をご覧ください。

65歳以上の高齢者が関与する事故の件数は、減少傾向にありますが、全交通事故に占める「高齢者事故」の割合と「高齢加害事故」の割合は、増加傾向で推移しています。

また、記載はありませんが、交通事故により亡くなられた方のうち、高齢者が占める割合は、過半数を超える状況で推移しており、昨年は11人中、約55%にあたる6人が高齢者でした。

今後もこの傾向が続くことが懸念されます。

次に、2ページの表の上段「歩行者事故発生状況」をご覧ください。

交通事故全体が減少傾向にある中、歩行者事故の発生は増減を繰り返している状況です。昨年の交通事故死者11人の状態別では、6人が歩行中で、そのうち4人は、夕暮れ時間帯といわれる午後6時から午後8時の間に被害に遭っています。

「横断歩道の歩行者優先」をドライバーに周知徹底するとともに、歩行者に対しても反射材の活用など、自ら交通事故に遭わない工夫をするといった広報活動を継続して実施していきたいと考えています。

次に、下段の「自転車事故発生状況」の表をご覧ください。

交通事故全体が減少傾向にあるのと同様に、自転車事故も全体としては減少傾向にあり、昨年は自転車利用者が被害に遭う交通死亡事故はありませんでしたが、全交通事故に占める「自転車事故」の割合は、増加傾向にあります。

また、自転車による「対歩行者事故」が毎年発生しています。

環境志向の高まりや健康増進の観点から自転車が見直され、自転車利用者が増加しておりますが、これに比例して、自転車走行における交通ルールの遵守、マナー向上を求めのご意見も多数寄せられています。

さらに、歩行者、自転車側の交通違反が交通事故の原因の一つとなっている場合もあります。

本市としましては、歩道・自転車走行空間の整備と併せ、交通安全活動に尽力されている民間ボランティア団体の皆様方と連携を図りながら、今後とも広報啓発活動を推進していきたいと考えています。

続いて、3ページの「2重点施策」についてご説明します。

始めに(1)「高齢者の交通事故防止」についてです。

先程も申し上げたとおり、高齢者が関与する交通事故件数は減少しておりますが、高齢者以外の事故件数の減少に比較して、減り方が少ないため、結果として、

全交通事故に占める高齢者事故の割合は、増加傾向にあります。

本市も高齢社会に直面し、引き続き、交通安全施設の整備と併せ、高齢者に的を絞った広報啓発を行うなど、ハード、ソフトの両面からあらゆる対策を充実させます。

次に(2)「歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進」についてです。

交通事故死者に占める歩行者及び自転車、いわゆる交通弱者の割合が、依然として高いことから、歩行者と自転車利用者の安全確保に向け、通学路、生活道路等の身近な道路の安全性を高め、快適な交通環境の整備及び交通安全教育等の充実を図っていきます。

最後に(3)その他の課題です。

まず、「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」についてです。

一般社団法人・日本自動車連盟 JAF と警察庁の共同調査によると、新潟県の令和2年のシートベルト着用率は、一般道では運転者が99.2%で、後部座席は51.3%でした。

今後も「全席シートベルト着用」、「チャイルドシートの正しい使用」について、あらゆる機会を通じて広報し、交通事故発生時の被害防止、軽減効果を広く周知していきたいと思えます。

最後に「飲酒運転の根絶」です。

飲酒運転は、重大事故を引き起こす要因となる悪質な犯罪です。

令和2年は13件の飲酒事故が発生し、1の方が亡くなっております。

飲酒運転の危険性、責任の重大性については、継続して周知を図り、家庭や職場、地域、飲食業界が一体となって、飲酒運転根絶に向けて努力を続けていきます。

総論について説明は以上です。

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

続きまして、具体的な施策について、4ページ以降の「重点施策」及び「分野別の施策」のうち、各機関から主な施策について、ご説明いただきたいと思えます。

恐れ入りますが、「資料2」の出席者名簿の右端、計画説明欄に「まる」がついている11機関の皆様から名簿順に、ご説明される箇所のページをお示ししていただき、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、ご質問等につきましては、関係機関からのご説明が全て終了した後に、別途お時間をお取りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、新潟市市民生活課所管事業から説明させていただきます。

□ **新潟市市民生活課長 田中 貴子**

市民生活課の田中でございます。座って説明させていただきます。

それでは、市民生活課の所管する事業について、主なものをご説明します。

引き続き、「資料5 令和3年度新潟市交通安全実施計画」の4ページをご覧ください。

「第1章 高齢者の交通事故防止」のうち、(2)「高齢運転者対策の推進」です。

「高齢者安全運転サポート事業」として、グループワーク形式の交通安全プログラムのほか、身体能力の変化を認識できる俊敏性測定やサポカー試乗などを行う体験会を実施して、高齢ドライバーの交通事故防止を図ります。

昨年度は市内4カ所で実施しましたが、本年度は7月に北区、8月に東区、10月に江南区及び秋葉区での実施を予定しており、さらに、現在調整中の4カ所を加え、市内8カ所において体験会を実施します。

次に、4ページ下段をご覧ください。

高齢者の運転免許証返納の支援として、平成22年1月から「高齢者運転免許証返納サポート事業」を実施しています。

免許証の返納にあわせて取得いただける「運転経歴証明書」の提示によって、区バスの半額乗車や、タクシー事業者からのご協力によるタクシー運賃の1割引乗車の支援が受けられます。

次に、7ページをご覧ください。

「第2章 歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進」のうち、「3 教育・啓発の推進」についてご説明します。

(1)「効果的な交通安全教育の推進」については、交通安全の啓発事業を行っている各区役所交通安全所管課と市民生活課が中心となり、各年齢層に応じた「参加・体験・実践型の交通安全教育」を積極的に推進します。

また、児童・生徒などの自転車利用者への直接指導を継続して実施するほか、安全な道路の通行方法や、自転車安全利用五則、自転車保険加入などの啓発チラシを小・中学校へ配布します。

(2)「交通安全運動を通じた意識啓発」として、各季の交通安全運動等の実施にあたっては、運動の重点や広報活動等をまとめた実施要綱を作成し、広く市民に運動を周知し、運動の充実を図ります。

次に、8ページの「第3章 その他の課題」のうち「1 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」をご覧ください。

県内のシートベルト着用率は、一般道における着用率は着実に上昇していますが、高速道路における後部座席着用率は70.6%と全国平均(75.8%)を下回っています。

また、昨年度は調査が実施されなかったため、令和元年の数値となりますが、チャイルドシート使用率は62.8%と依然として全国平均(70.5%)を下回っています。

市報やホームページ等による広報をはじめ、交通安全教室や街頭における広報等あらゆる機会を捉えた広報に努め、着用の徹底を図ります。

チャイルドシートについては、各種機会を捉えた指導のほか、子育て支援施設などで啓発チラシを配布するなどして、チャイルドシートの使用促進を図ります。

次に、9ページの「2 飲酒運転の根絶」をご覧ください。

6月28日に千葉県八街（やちまた）市において、飲酒運転が疑われるトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。

本市においても、毎年のように飲酒運転による交通事故が発生しており、飲酒運転の根絶には至っていません。

八街市における事故を受け、当課では、飲酒運転根絶に関する内容を本市ホームページに掲載するとともに、明日7月9日には本市の公式LINEアカウントによる情報発信を予定しています。

また、今月22日から始まる「夏の交通事故防止運動」をはじめとした各季の交通安全運動や、12月に実施する飲食店訪問等を通じて、飲酒運転は、ドライバーだけではなく、車両やお酒を提供した者、同乗者にも責任があることを注意喚起し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりを呼びかけます。

次に、17ページの「第2章 交通安全思想の普及徹底」をご覧ください。

交通安全教育について年齢層別に20ページまで記載しておりますが、実施にあたっては、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、「交通事故に遭わない、起こさない」という意識が、市民一人ひとりに普及するよう努めます。

次に、18ページ、中ほどの「交通安全帽の交付」をご覧ください。

これは、新潟県、日本赤十字社新潟県支部と共同で、小学校の新入学児童全員に交通安全の黄色い帽子を交付する事業です。

黄色い帽子を通じて、児童には人命の尊さを、ドライバーには慎重な運転を意識していただくとともに、帽子の着用により、子供がいることが一目でわかり、児童の交通事故防止を図るものです。

次に、21ページの「2 交通安全に関する普及啓発活動の推進」をご覧ください。

(1) 「安全意識・保護意識の啓発促進」です。交通安全運動や交通安全教室などの機会を捉え、自転車保険の加入促進や、「あおり運転」やスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性と厳罰化に関する広報、横断歩道における歩行者優先や安全な横断方法に関する広報啓発に努めます。

次に、25ページの「4 家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚」をご覧ください。

始めに(1)「交通安全運動等の推進」です。記載の各運動や月間を捉え、関係機関・団体と連携のうえ、広報啓発活動を推進するほか、各種媒体を活用した集中的な広報を実施します。

次に、25ページから26ページにかけて、(2)「家庭、学校、地域等と一体となった交通安全教育の推進」です。

交通安全運動の実施要綱や交通事故概況等の資料を定期的に提供するほか、交通安全活動の推進を目的とする記載の団体に対して、活動支援の一環として補助金を交付し、主体的な活動を促進していきます。

次に(3)「効果的な広報啓発の推進」です。交通事故を防止するには、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることが重要です。

各種広報媒体を活用した全市的な広報と併せ、地域FMや防災行政無線といった地域特有の広報媒体を活用した広報に努めます。

次に(4)「交通安全功労者の表彰」についてです。さらなる交通安全活動の促進を図るため、交通安全活動を長年続けてこられたボランティアの皆様や学校、事業所などの団体に対し、その実績をたたえ、苦勞をねぎらいます。

本年度は、10月20日(水)の開催を予定しています。

最後になりますが、28ページの「第5章 交通事故被害者等対策の推進」の「1 交通事故被害者等支援の充実」をご覧ください。

(1)「交通遺児等の支援」について、ページ下段をご覧ください。

当課が事務局である新潟市交通対策協議会では「交通遺児等激励事業」を実施しています。これまでも交通事故で保護者を亡くした中学生までの子どもに対し、激励金の贈呈などの支援を行ってきましたが、本年度より、保護者が重度の後遺障害を負った中学生までの子どもも新たに支援対象としています。

次に(2)「自助グループ活動の支援」についてです。

交通事故遺族が集まり、話し合いを通じて、問題の解決や克服を図る自助グループ活動の開催を支援します。本年度も2ヶ月おきに計6回の開催を予定しています。

次に(3)「新潟県交通災害共済の加入促進」についてです。

交通事故被害者の相互救済制度である交通災害共済の周知に努め、加入促進を図ります。

以上で、市民生活課が所管する事業の説明を終わります。

□ 議長(市民生活部 部長 上所 美樹子)

ありがとうございました。

続きまして、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所様お願いいたします。

□ 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所 越川 浩一

新潟国道事務所の越川と申します。

座って説明させていただきます。

資料の10ページをご覧ください。

第一章 1 の(1)、歩道・自転車走行空間、交通安全施設等の整備及び交差点の改良についてです。

新潟国道事務所におきましては、国道の中でも7号、8号、49号、116号の4路線を管理・整備を行っております。歩行者、自転車及び走行車両の安全で快適な交通環境を確保するために、交差点改良、区画線を計画的に実施しております。今年度におきましては、事故対策として、交差点改良等を6箇所、そして、区画線の整備として延べ延長35キロを予定しているところです。

以上です。

□ 議長(市民生活部 部長 上所 美樹子)

ありがとうございました。
続きまして、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局様、よろしくお願ひいたします。

□ **国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 近藤 高弘**

新潟運輸支局の近藤でございます。
着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひします。
新潟運輸支局では、自動車の安全確保の方を携わっております。
自動車の点検整備につきましては、ユーザーの責任においてやっていただいております。

新潟運輸支局としましては、毎年、自動車の点検整備の推進としまして、9月、10月に自動車点検整備推進運動を実施しております。今年度は、新型コロナの関係で、具体的なマイカー相談の開設とか、点検フェア、キャンペーンの実施については今の段階で不確定ではございますが、その他広報活動、関係機関様のご協力をいただいて、自動車の保守管理について、啓発活動を行うことになっております。

次に、資料の下段にある不正改造の排除でございます。未だ不正改造車の方なかなか無くならない状況となっております。6月には不正改造車を排除する運動といたしまして、1カ月間活動を行ってきました。残念ながら、街頭検査と言いまして、一般道路において、自動車の検査をすることは新型コロナの関係でできなかったのですが、引き続き不正改造車の取締りについては取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

ありがとうございました。
続きまして、新潟県県民生活・環境部様よろしくお願ひいたします。

□ **新潟県県民生活・環境部県民生活課交通安全対策室長 寒河江 隆昭**

県民生活課の寒河江と言います。よろしくお願ひいたします。

私の方も着座で説明させていただきます。

それでは、私の方から、県の県民生活環境部が今後行ってまいります、事業のうち、主なものについて説明させていただきます。

資料の4ページをご覧くださいと思います。

4ページ重点施策、第一章高齢者の交通事故防止、この一番上段になります。

1教育・啓発の推進（1）高齢者の交通安全教育の充実。この部分で、枠の中の3つ目、「県民運動『いきいきクラブチャレンジ100』の実施、広報、支援」とございます。県におきましては、新潟県交通安全協会様と実施させていただくものでございまして、新潟県にお住いの65歳以上の方が5人1チームとなって、9月23日から年末までの100日間、無事故無違反で過ごしていただくというものでございます。昨年、4、158チームもの参加がございました。既に募集が始まっておりまして、7月1日から募集しております。8月20日までが募集期間となっておりますので、また広報に協力・推進ということでやっております。

続きまして、23ページになります。これは、第二章交通安全思想の普及徹底の部分でございますけれども、23ページの一番下の枠の部分でございます。県に

おきましては、今後、幼児交通安全教育指導者研修会、また、交通指導員研修会を、市町村や県警察様と連携しながら実施する予定でございます。幼児交通安全教育指導者というのは誰かと申しますと、幼稚園の教諭、保母さん等を対象とした研修会、交通安全指導員につきましては、各市町村、自治体さんで指導員の方がおられますけども、そういった方々を集めさせていただいて研修会をやるという流れでございます。

続きまして、28ページをご覧ください。第4章交通事故被害者等対策の推進でございます。1交通事故被害者等支援の充実の(1)交通遺児等の支援となります。県民生活課におきましては、公益財団法人新潟県交通遺児基金の事務局を担っております。交通遺児等に対する激励事業等を行っているということでございます。事業内容につきましては、交通遺児等に対する見舞一時金の給付、また、入学・卒業時のお祝い金又は図書カードの贈呈等といった、奨学手当等の給付、また芸術鑑賞、旅行などの激励、交流事業、機関紙の発行、多額寄付者に対する感謝状の贈呈等、広報・感謝状贈呈事業等もやっております。いずれにしましても、交通遺児等の健やかな成長に寄与するというところでやっております。対象遺児の数につきましては、平成5年の543人をピークに年々減少しております。交通事故の現象に伴い年々減少しているという状況でございます。しかしながら、本年4月1日現在で、こちらにも記載のとおり、52世帯、80人もの対象遺児等がございます。基金の活動におきましては、県民の皆様への寄付で成り立っておりますので、機会がありましたら是非ご支援をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、29ページでございます。交通事故相談の充実の部分でございます。県におきましては、県庁一階に「新潟県交通事故相談所」を設置しております。当相談所は相談員2名体制で、相談日時は、月曜日から金曜日の午前9時から午後0時まで、さらに午後1時から午後4時までということになっております。相談件数につきましては、平成26年度以降、毎年1,000件を超えておった状況でございますが、平成30年度から減少しております。昨年度は410件ということでございます。今年度も、第一四半期が終了しましたが、6月末現在で、96件の相談が寄せられているところでございます。相談の内容につきましては、保険会社との交渉、又は示談の仕方・要領、どんな支払い・請求ができるのか多岐にわたっております。県におきましては、新潟県交通事故相談所が県民の身近な相談窓口ということで、広く利用してもらえよう努めてまいりたいと考えております。皆様方も、機会がありましたら周知していただければ幸いです。県民生活・環境部からは以上でございます。

□ **議長 (市民生活部 部長 上所 美樹子)**

ありがとうございました。

続きまして、新潟県警察本部交通部様お願いいたします。

□ **新潟県警察交通部交通企画課 課長補佐 番場 明**

警察本部交通企画課の番場でございます。

引き続き着座にて説明させていただきます。

所管する内容が多岐にわたっております。こちらにも主なものを掻い摘んで説明になります。お許してください。

まず、7ページをご覧ください。こちらは第2章歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進の項目で、(2)安全で快適な自転車利用環境の創出という

ところです。自転車の安全利用につきましては、広く周知を図っているところではありますが、まだまだ自転車と歩行者の交通事故、また自転車と自転車の交通事故、こちらについては、先ほど自転車安全利用五則の話もありましたが、まだまだ周知が活かされていないところもありますので、引き続き広報を広めていきたいと思っております。また、最近のコロナ禍において、公共交通機関を利用する方よりも自転車に切り替えて街中を自転車で走っている方も大勢おります。特に自転車の交通事故に関しては、頭部への被害軽減を図るためにヘルメットの着用が広く呼びかけられております。このヘルメット、世代を問わず、ヘルメットの着用を広く呼びかけていきたいと考えておりますので、ご協力を皆様方からいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、11ページから14ページにかけては、道路交通環境の整備というところで紹介されておりますが、中でも12ページ(2)ゾーン30の推進による人優先の安心・安全な歩行空間の創出というところであります。先ほども話が出ておりますが、先月6月28日には、千葉県八街市で下校中の児童にトラックが突っ込むということで、多数の死傷者が出る痛ましい事故が発生しております。通学路でありました。ゾーン30につきましては、ご承知のとおり深く面規制をして、そのエリア内を最高速度30キロという形で、まあ30キロを超えると致死率が高まるというところから面規制で速度を抑制しようというところではありますが、残念ながら30キロを守るというのは運転手の方のルール・モラルにもかかってくるところであります。その物理的なデバイスをいかに工夫して速度を抑制するかというところでありますが、引き続き、子供たちの命を守るのは大人の責任というところでゾーン30が広く普及して速度の抑制に繋がればと考えておりますので、これも皆様方の協力と、地域住民の理解を得ながら進めてまいりたいと思っております。

次に、17ページから23ページまでは、第2章の交通安全思想の普及徹底になります。こちらは先ほど市民生活課の田中課長からも話がありましてとおり、各年齢層に応じて、参加・体験・実践型、集合型の交通安全教育を実施したいと考えておりますが、現在の新型コロナ禍においては、なかなか密を避けながらの実践であります。創意工夫を凝らしながら、交通安全教育を進めていきたいと考えております。中でも、一番小さい幼児には、基本的な交通ルールが大人になってからでも守られるような、寄り添った形での交通安全指導、また、児童生徒にはそれをきちんと活かして、今度は自分以外の相手の方を思いやる心を育んでもらえるような寄り添った交通安全教育を心掛けてまいりたいと思っております。成人の方や、また高齢者の方に関しても事務局から説明があった通り、今度はきちんとしたルールの中で、こちら事故を起こさず、また相手にも被害を与えないような、思いやりのある運転を心掛けるような、そういった教育を推進していきたいと思っております。

最後になります。23ページの中で、3効果的な交通安全教育・啓発の推進の(2)交通安全指導者の養成をご覧ください。現在、警察の方でも広報を進めているところではありますが、本年4月に「交通の方法に関する教則」と「交通安

全教育指針」が43年ぶりに改正されまして、指導者にあたる方にも該当するのですが、「道路を横断する際は、手を上げる等して運転者に対して自分が横断する意思を明確に伝えるようにしましょう」という文言が復活しました。以前盛り込まれていたものが一度削除されたのですが、また復活したということで、大きく報道されたと思います。道路を横断する際は、手を上げる等とっておりますので、指導者の方に、交通安全教育指針に盛り込まれているのですが、児童に対しては体が小さいので大人の方に気付かれるように手を上げましょう、大きく体を見せるために手を上げて、児童の方もまだまだ身体が小さいのでそれに準ずるように教えていきたいと思いますという内容が盛り込まれています。先ほど紹介した交通の方法に関する教則の中の歩行者の心得として、これを全ての年代の方に該当するのですが、運転者に対して道路を横断する際は手を上げる等して道路を横断する意思を明確に伝えるようにしましょうというふうになりましたので、これについても警察として広く広報をして、全ての方が手を上げる等、身体の前に手を寄せるだけでもいいですし、ドライバーの方に身体を向けるのもそうですけど、何かしらの意思を明確に示して、車と歩行者の事故が、被害が防げるような取り組みにつなげていきたいと考えておりますので、紹介しておきたいと思います。説明は以上になります。

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市都市交通政策課所管事業についてご説明をお願いします。

□ **新潟市都市交通政策課 課長補佐 丸田 喜之**

新潟市都市交通政策課の丸田と申します。当課が所管する部分についてご説明申し上げます。私も着座にて説明させていただきます。

それでは、資料の14ページをご覧くださいと思います。表題の3番、交通需要マネジメントによる交通事故防止対策の推進についてです。(1)公共交通の利便性向上と利用促進ということで、この施策につきましましては、県警本部さんと新潟交通と共に連携して進めていく施策でございますが、当課が主体的に実施する部分についてご説明申し上げます。交通需要マネジメントにつきましましては、公共交通の利便性向上や、利用促進を図ることで、マイカーから公共交通への利用転換を促しまして、交通渋滞の緩和を図る取り組みを総じてTDMと言っておりますけれども、そういった取り組みを通じて、交通事故の防止を図っていくことを目指すものでございます。

二つ例示で書かせていただいておりますが、一つ目の「・」でございますけれども、新潟駅から榎谷小路、市役所を通過して、白山、青山までのBRT及び全市的なバス路線の再編からなる新バスシステムでございますけれども、そのさらなる改善としまして、特に乗り換えのポイントでございます青山ですとか万代等におきまして、バス待ち環境の向上ですとか、情報案内設備の整備等を行ってまいります。

次の「・」でございます。主に公共交通の利用促進に関わる取り組みでございますけれども、過度のマイカー依存からの脱却を目指すことを目的に、公共交通ですとか、自転車などのカーボンニュートラルにも資する取り組みを行うことで市民の方々一人一人の交通行動への自発的な変化を促すものであります。具体

的には出前講座等による、学校教育によるMM（モビリティ・マネジメント）の推進、あるいは、市報ですとか、ホームページ、フェイスブック等での情報提供、啓発等に取り組んでいくというものでございます。

いくつか事業を掲げてございますけれども、今ほど説明したもののほか、市内在住の65歳以上の方のバス利用が半額になるシニア半わりと言っておりますけれども、そういった事業も含めまして、当初予算ベースでございますけれども、2億4千万程の事業費を見込んでいるというところでございます。

次に15ページの（2）地域における生活バス路線の確保についてです。市民の方々の生活に必要な地域公共交通の確保に向けまして、地域の実情ですとか、ニーズに即した公共交通利用環境の整備・推進することで、地域住民の方々にとって安全かつ優しい交通環境の整備を目指していくというものでございます。具体的には5つの事業を書いておりますが、主に郊外部の不採算バス路線への支援を行うものや、先ほど免許返納サポート事業の中でもご紹介いただきましたけれども、区役所への移動に対応した区バス、あるいは地域住民の方々が主体となって運営する事業に対して市が支援を行う住民バス、さらには、将来の地域公共交通の有り様を模索する社会実験等を行う予定としており、これも当初予算ベースですけれども4億円程度の事業費を盛り込んでいるというところでございます。こういった取り組みを通じまして、TDMによる交通事故抑止対策の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市土木総務課の所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市土木総務課 主査 今井 達也**

土木総務課の今井と申します。よろしくお願いいたします。

私も着座にて説明させていただきます。

まず、資料の6ページをご覧ください。

（1）歩行空間の整備・改良としまして、通学路等の歩道整備等の推進につきまして、通学路交通安全プログラムや未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果に基づき対策を実施していきます。ちなみに、通学路交通安全プログラムは、簡単に言いますと、小学生の通学路、未就学児につきましては、幼稚園児等のお散歩コースをイメージしていただければと思います。こういった経路につきまして、関係機関と連携、現地での合同点検、会議を経まして、各種対策としまして、路肩や交差点のカラー化等によりまして、車両のドライバーに視覚的に注意を促す。また、防護柵等、車両が歩道への侵入を防ぐといったハード面の施設の設置、整備等を行いまして、歩行者のための道路空間の整備をしてまいります。

続きまして2事故防止対策の推進の（1）自転車利用環境の総合整備としまして、これまでも説明がありましたとおり、自転車につきましては軽車両という扱いですので、歩行者、自転車、自動車と適切な分離を図りまして、安全で快適な自転車利用環境の整備をすることを目的としまして、自転車が車道の左側通行ができるように啓発し整備を進めてまいります。具体的には、車道の路肩部分に青色の矢羽根を設置して走行空間を明示するという形で整備をすすめてまいります。また、こちらに記載はしていませんけれども、こういった左側通行の啓発としまして、市内の各市役所、区役所等の市の所管施設また、小学校等、学校や

警察さん等にこれらを啓発するチラシやポスター等を配布・設置していただいておりますので、そういった形での啓発も進めてまいります。

冒頭で説明し忘れたのですが、土木総務課としてもいくつか記載はあるのですが、主体的に進めている業務の部分だけ説明させていただきます。

そうしましたら、13ページの下側、2総合的な駐車対策の推進の(1)自転車駐車対策の推進なのですが、こちらも、新潟市自転車利用環境計画に基づきまして、放置自転車対策として、下の表のとおり、自転車整理若しくは放置自転車の撤去、こういった形を行いまして、市の都市環境の良好な形成というものを図っていきたいと思っております。

土木総務課からは以上となります。

□ **議長 (市民生活部 部長 上所 美樹子)**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市道路計画課の所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市道路計画課 主査 坂庭 宏樹**

道路計画課の坂庭です。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

お手持ちの資料10ページをご覧ください。(1)歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点改良のうち、下段部分の、新潟市が管理をしております、補助国道・県道・市道について、説明いたします。こちらにつきましては、歩車道分離と通学路の整備を重点に、歩道の新設や防護柵等の施設整備を計画的に実施するものです。

初めに、補助国道・県道でございます。主な施設の整備をご説明いたします。表の一種事業のうち、歩道としまして、西蒲区打越地内の主要地方道新潟五泉間瀬線の歩道整備約600メートルを含む合計1,783メートルの整備を行います。また、二種事業のうち、道路照明として、北区浦木地内の新潟中央環状線・浦木工区に4基設置するなど合計10基を設置いたします。

11ページをご覧ください。次に市道でございます。一種事業のうち、歩道としまして、江南区早通2丁目から4丁目地内の市道亀田1-480号線の歩道整備約230メートルを含む、合計1,283メートルの整備を行います。また、二種事業のうち、道路照明として、中央区幸町4丁目地内市道東港線に2基設置するなど合計7基を設置いたします。

次に16ページをご覧ください。(3)踏切道の交通安全対策の推進についてです。踏切事故については、一度発生すると重大な結果を引き起こすことから、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関との連絡を密にし、効果的かつ総合的な対策を講じる必要があります。自動車の交通が多くて歩行者や自転車の安全が十分確保できていない踏切につきましては、集中する自動車交通を分散させる策や歩行者・自転車の安全対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

□ **議長 (市民生活部 部長 上所 美樹子)**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市公園水辺課の所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市公園水辺課 主査 藤原 智道**

新潟市公園水辺課の藤原と申します。私も座ったまま説明させていただきます

す。

資料ですが、16ページの下段、(4)子どもの遊び場等の確保でございます。交通安全とは深く関わりが無いのかも知れないのですけれども、今年度の都市公園等の設置ということで、今年度予定している新設及び面積増について説明させていただきます。街区公園等ですが、5箇所、13,615㎡を予定しております。主な内訳としては、中央区、江南区、秋葉区この中の4箇所と、あと西区のきらら西公園というところがございまして、こちら駐車場とイベント広場で約13,000㎡を整備させていただき予定でございます。緑地等ということで1箇所、これは秋葉区の緑地になります。合計としまして6箇所13,727㎡を整備する予定でございます。

簡単ですが以上でございます。

□ **議長 (市民生活部 部長 上所 美樹子)**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市教育委員会学校支援課の所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市教育委員会学校支援課 総括指導主事 小山 利幸**

教育委員会学校支援課の小山と申します。よろしくお願ひいたします。

着座にて失礼します。

資料18ページになります。児童・生徒の交通安全教育に関する対応ですが、下段のところ、黄色いワッペンを小学校の新入学児童に配布することに伴いまして、代表の児童に贈呈式を開催するという計画であります。現在のところ、令和4年3月に実施を予定しています。

以上です。

□ **議長 (市民生活部 部長 上所 美樹子)**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市消防局の所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市消防局警防課 装備係長 岡田 裕弥**

新潟市消防局警防課の岡田と申します。よろしくお願ひします。

それでは着座にて失礼いたします。

資料の27ページをご覧ください。消防局の所管する事業といたしまして、救助・救急活動の充実としております。項目としては一つで、応急手当の知識普及・啓発活動となります。

消防局は、119番通報を受けてから、様々な交通事故の現場に出動して現場活動に当たっておりますが、その中で、バイスタンダーによる救急活動、救助活動を円滑に実施すること、また、市民の皆様の安全確保を図るといった目的から、応急手当の講習会を各消防署において、随時開催しており、応急手当の普及啓発に努めております。

応急手当講習会につきましては、心臓マッサージ、AEDの取扱い方法、止血等の応急手当の方法等について指導しております。交通事故における傷病者に対して、近くに居合わせてしまった市民の皆様が、適切に処置をできるように、応急手当講習会でその手法について普及啓発を図っているというところで。

消防局からの説明は以上となります。

□ 議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）

皆様大変ありがとうございました。

ただいま各機関の方から「令和3年度 新潟市交通安全実施計画」の主な施策についてご説明いただきましたが、資料4の「令和2年度 新潟市交通安全実施実績」の内容も含めまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

7号委員の皆さまにおかれましても、お気軽にご質問等いただければと思います。

それでは、せっかくの機会ですので、民間団体の7号委員の皆様には、日頃の活動状況等を含めまして、交通安全に関するお考えなどお聞かせ願えればと思っておりますので、申し訳ございませんが、右近委員の方からよろしく願いいたします。

□ 新潟県交通安全協会 右近 祥治郎 委員

県交通安全協会専務理事の右近でございます。本日、この会議で令和3年度の交通安全実施計画に沿った分野別の施策等について、各機関の皆様からご丁寧な説明をいただいたことを私自身ありがたく感じております。ご説明の中には、私共の交通安全協会と一緒に役割を果たさせていただくものもあれば、私共の協会の活動に非常に参考になる情報も多々あったというふうに私自身感じております。

新潟市内には、8つの地区協会がございますので、本日いただいた資料等も含めまして、この会議の結果、議事録等も含めて地区協会の方に情報共有を図るようにしたいと思っております。今ほど、議長の方から活動状況等というお話もありましたので、少しだけ県交通安全協会の活動等について紹介させていただきます。

一つ目は、県交通安全協会のホームページをリニューアルしたということで、今までスマホで見難かった部分があったものですから、4月7日付けでスマホでも閲覧いただけるようにリニューアルをしております。中には、先般、今日も議題にでましたが、チャイルドシート、交通安全資機材の貸し出し等についての紹介も掲載をしております。時間のある時に、交通安全協会のホームページを見てみようということでご確認いただければ助かります。また、先ほど県の寒河江室長からお話がありました、「いきいきクラブチャレンジ100」につきましても、県と私共の共催ということで、私共が事務局を担当しております。昨年以上の参加チーム、参加者を募りたいと考えておりますので、皆様からのご支援もお願いできればと思っております。

もう一点、今年、初めて私どもと県、県警察とで高齢者の自転車大会を実施するべく準備を進めております。開催日は10月23日ということで、黒埼体育館を借り上げて、開催するべく準備を進めております。コロナの影響等ございますが、今現在、参加選手の申し込みも届いておりまして、こういう取り組みで高齢者の交通事故防止に対して広報啓発活動を進めてまいりますので温かい目で応援いただければということをお願いしておきます。

交通安全協会からは以上でございます。

□ 議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）

ありがとうございました。
それでは加藤委員お願いいたします。

□ **日本自動車連盟 新潟支部 事業課長 加藤 雅之 委員**

JAF新潟支部事業課の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
皆様におかれましては、日頃より、JAFの事業活動にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

JAFという、皆様が気にされることは信号機の無い横断歩道の自動車の一時停止率ではないでしょうか。私は昨年度まで2年間、栃木県で勤務しており、私が転勤した時には、栃木県の停止率は0.9%、全国ワースト1位であったため、大変なところに来てしまったと思えました。警察、交通安全推進団体等がテレビコマーシャルまで制作して改善に向け取り組んでいました。0.9%から次の年には13.2%まで向上し、昨年は更に1ポイントあがり14.2%まで改善されました。新潟県は、昨年の調査結果が49.4%であり、全国4位という好結果でしたので大変驚きました。実際に私が新光町の事務所から、県庁の郵便局を利用する際、途中で横断歩道があります。手は挙げず、普通に渡ろうとする格好をするだけで止まっていただけなので、これはやはりすごいなと実感しました。毎年8月に調査をしていたと思いますので、今年度の結果も楽しみです。

JAFの交通安全推進活動をご紹介させていただきます、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、交通安全イベント等におきまして、シートベルトの着用効果を体感できるシートベルトコンビンサーや反射材の効果を確認できるリフレクBOX等を出展し、来場者に体験いただいております。一般企業、高等学校等に向けては交通安全座学講師を派遣し、交通安全の啓発に協力させていただいております。

また、安全運転講習会を年2回、運転免許センターをお借りして、一般の方を対象に「ドライバーズセミナー—一般コース」、高齢者を対象にした「ドライバーズセミナー—シニアコース」という実技型の講習会を開催しています。

最後に、弊社ではJAF新潟支部交通安全実行委員会を組織しておりまして、ドライバーの皆様から交通環境等に関するご意見やご要望等を提案いただき、委員会で審議し、必要に応じて関係機関に要望書を提出する活動も行ってまいりますので、ご紹介させていただきます。

今後ともJAFをよろしくお願いいたします。

□ **議長 (市民生活部 部長 上所 美樹子)**

ありがとうございました。
それでは上村委員よろしくお願いいたします。

□ **エフエムラジオ新潟 上村 知世 委員**

エフエム新潟の上村です。今日は丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。

エフエム新潟では、日頃から、メインが朝7時から夜9時までなのですが、

だいたい1時間に1回か2回、道路状況の情報をお伝えさせていただいております。そこに合わせて、パーソナリティだったり、アナウンサーから交通安全に対する呼び掛けというものを、ここ数年、厚めに入れさせていただいております。ここ2年くらい、コロナ禍において、リスナーや新潟市民の方の反応の変化で、どんなことがあったのかなと思うと、やはり心に余裕が無くなってきているのかなというのは感じています。また、活動的には、やはり外で活動をされている方、また自転車に乗られている方という方も増えてきているなという風に見てとれています。市民のかた、リスナーの方の行動も変わってきていると思いますので、それに合わせて、私たちも呼びかけの仕方を変えたりといったことをさせていただいております。

また、今日番場さんにご出席いただいておりますけども、今週も番組にご出演いただいて、専門家の方から直接指導いただくというようなこともさせてもらっています。私、個人的には小学校の息子がいるんですけども、交通安全教室に参加をして、すごく得意げに交通ルールを私に話してくれたりしたので、私が普段言うより、やっぱり警察の方だったり専門家の方に言われることの方が響くという場面もあるのだなと実感しています。

今後なんですけども、FM新潟では、今年も、まだ期間は予定なのですが、10月、11月で、「夕暮れ時の早めのライトオンキャンペーン」を実施しようと考えています。ここでは、参加いただいたリスナーの皆様に反射材のプレゼントを行っていて、今年も一応反射材のプレゼントをさせていただこうかなと思っておりますので、専門機関の皆さん、関係機関の皆さんと協働して、いいものにしていければなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

ありがとうございました。

それでは小林委員お願いいたします。

□ **にいがた被害者支援センター 小林 ひとみ 委員**

にいがた被害者支援センターは、交通事故に遭われたご遺族や、若しくは遭った方、それから犯罪被害に遭った方の支援を行っている民間の支援団体です。相談の内容としましては、交通事故が半数以上ということで、かなり増えているというのが現状です。こちらで行っている支援の活動としましては、例えば弁護士のご紹介をしたり、心理士の心理相談を行ったり、あとは、裁判の付き添い等を行っております。自助グループの開催もしております。今週7月11日に、今年度第二回目の開催が予定されております。

新潟県内で交通事故に遭われた方だけの支援ではなくて、例えば県外で交通事故に遭われた方で、新潟にご遺族がいる方、そういった方も自助グループの活動に参加されています。今日はいろいろとお話を聞かせていただいてありがとうございました。今後も、民間ではありますけれども、私共のできる支援を行っていく予定でございますので、よろしくお願いたします。

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

ありがとうございました。

今ほど7号委員の皆様から、各団体の活動内容も含めご紹介いただきました。委員の皆様から頂いた貴重なご意見等につきましては、交通安全施策を推進する際の参考とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
以上で、報告、意見交換の方を終了させていただきます。

5 その他

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

次に、次第に従いまして、「5その他」に進ませていただきます。

せっかくの機会ですので、その他、報告事項等ありましたらお願いいたします。

□ **国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 近藤 高弘**

運輸支局でございます。

この場を借りて一点だけお話しさせていただこうと思っております。

バス、タクシーなど公共交通機関のご利用をいただくことは、交通安全の推進に十分寄与できると思っております。しかしながら、皆さんご承知のとおり、昨年来からの新型コロナウイルス感染症の影響により、今、非常にバス・タクシーについては、苦境に立たされているところでございます。これにつきましては、新潟県様、新潟市様ご支援の下、国の支援の下、運行を確保しているところでございますが、感染症対策としまして、例えば光触媒による除菌であったり、座席等の消毒を徹底して行っております。交通安全の確保・推進も含めまして、公共交通のご利用の方を進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

□ **議長（市民生活部 部長 上所 美樹子）**

ありがとうございました。

他にご報告等ございませんでしょうか。

～報告等無し～

ありがとうございました。それでは以上で会議の方を終了させていただきます。本日は、スムーズな進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。市内の交通事故件数は、令和2年まで15年連続で減少しておりますが、今年に入りまして8名の方が尊い命を落とされております。

次の死亡事故を1件も起こさせないという意識のもと、今後も各種施策、活動を実施してまいりたいと思っておりますので、今後も皆様、それぞれのお立場でご支援、ご協力を賜りたく、よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

	<p>6 閉会</p> <p>□ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 大森 豊）</p> <p>皆さま、大変貴重なお時間をいただき、また大変有意義な会議をどうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、「令和3年度 新潟市交通安全対策会議」を閉会いたします。なお、本年度の会議は予定としては本日の1回のみとなっておりますことを申し添えます。</p> <p>駐車券をお出しいただいた方には、無料処理済みのものを受付でお返しいたしますので、お忘れのないようお願いいたします。</p> <p>本日は大変おつかれさまでした。</p>
報道機関	新潟日報社, 建設速報社
傍聴者	なし